

令和6年度保育士修学資金貸付 募集要領

令和6年3月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

1 目的

指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指し、資格取得後に埼玉県内の保育所等で保育士業務に従事する意思を有する方に修学資金を貸付けることにより、修学を容易にし、県内の保育所等において質の高い保育士の養成・確保に資することを目的とします。

2 貸付対象・条件等

貸付対象	以下の全ての条件に該当する方が対象です。 ①令和6年度に養成施設に在学している者 ②埼玉県内(さいたま市を除く)に住所を有しているか、埼玉県内(さいたま市を除く)に所在する養成施設に在学していること。または、県外に住所を有し、かつ、県外に所在する養成施設に在学していること。 ※さいたま市内に在住かつさいたま市の養成施設に在学の方や、県外に在住かつさいたま市内の養成施設に在学の方、さいたま市内に在住かつ県外の養成施設に在学の方は貸付対象ではありません。 ③保育士の資格を取得した後、5年間(過疎地域等で従事した場合、または中高年離職者の場合は3年間)県内の保育所等の指定施設において保育士業務に従事する意思を有すること ④成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に本資金が必要と認められること ⑤他都道府県・指定都市が実施する保育士修学資金または他制度の修学資金等を借受けていないこと											
貸付額	<table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>学費</td><td>50,000円(月額・最長2年間)</td></tr><tr><td>入学準備金(=入学金)</td><td>200,000円(初回の貸付時)</td></tr><tr><td>就職準備金</td><td>200,000円(卒業時)</td></tr><tr><td>生活費加算</td><td>生活保護法による保護の基準のうち申請者の居住地、年齢区分の額に相当する額(千円未満切り捨て)</td></tr></tbody></table>	種類	上限額	学費	50,000円(月額・最長2年間)	入学準備金(=入学金)	200,000円(初回の貸付時)	就職準備金	200,000円(卒業時)	生活費加算	生活保護法による保護の基準のうち申請者の居住地、年齢区分の額に相当する額(千円未満切り捨て)	
種類	上限額											
学費	50,000円(月額・最長2年間)											
入学準備金(=入学金)	200,000円(初回の貸付時)											
就職準備金	200,000円(卒業時)											
生活費加算	生活保護法による保護の基準のうち申請者の居住地、年齢区分の額に相当する額(千円未満切り捨て)											
貸付期間	在学中の2年間が限度。 ※ただし、10月募集の申請者は令和6年10月以降の在学中の2年間											
留意事項	①貸付利子は無利子です。 ②連帯保証人が必要です(貸付希望者が未成年の場合は法定代理人)。 ③高等教育の修学支援新制度の支援対象者は減免後も自己負担額が生じる場合のみ申請することができます。 ④入学準備金が申請できる方は下記のとおりです。また、貸付額は入学金の自己負担額までです。 4月募集：令和6年4月入学の方 10月募集：令和6年度秋入学の方 ⑤就職準備金は、働きながら修学している場合は貸付できません。											

3 貸付予定人数

310名

4 申請方法

申請書類は養成施設が取りまとめ、県社協へ送付します。申請書類一式を養成施設の受付窓口に提出してください。

5 申請受付期間

【4月募集】

令和6年4月15日（月）～令和6年5月31日（金）

【10月募集】 ※4月募集の状況により実施を判断します。

令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）

※養成施設は、施設内受付期間を設けています。提出方法等と併せて、必ず養成施設にご確認ください。

6 提出書類

「令和6年度保育士修学資金貸付申請チェックリスト」を参照及びチェックのうえ、不足がないよう提出してください。

7 留意事項

- (1) 県社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。
審査結果によっては貸付不可となる場合があります。
- (2) 詳細は、「令和6年度保育士修学資金貸付の手引き」をご確認ください。

8 問い合わせ

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

TEL: 048-824-3370 FAX: 048-833-8062